

退職給付債務の評価—割引率

年金数理人 しばた しんいち 柴田 伸一

今回のIFRS（IAS第19号）適用に関する論点シリーズは、退職給付債務計算の計算基礎の一つである「割引率」について、日本の退職給付会計基準（企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下「会計基準」という）及びその適用指針である企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という）（以下、会計基準及び適用指針の両方を併せて「日本基準」という））とIFRSにおける退職給付会計基準に相当するIAS第19号「従業員給付」の相違点を中心に解説する。

また、2012年12月25日に日本年金数理人会及び日本アクチュアリー会より「退職給付会計に関する数理実務基準」及び「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」が公表されている（最終改定：2014年11月25日）。本稿ではこれらも踏まえて解説する。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見である。

ISAP 3の公表

国際アクチュアリー会（IAA：International

Actuarial Association）*1は2015年4月にIAS第19号に関する数理実務基準であるISAP 3（International Standard of Actuarial Practice 3, Actuarial Practice in Relation to IAS 19 Employee Benefits）を公表した。ISAPはIAAが制定する実務基準のモデルであり、その会員組織には、これらと実質的に同等の実務基準を整備することが推奨されている。

ISAP 3はIAS第19号の実務を行う上で参考になるものと考えられるため、本稿ではこれも踏まえて解説する。なお、本稿においてISAP 3を参照している箇所があるが、これらの日本語訳は全て筆者によるものである。

割引率に関する日本基準との主な相違点・留意点

退職給付債務の計算に使用する割引率の決定要素としては、「割引率の基礎となる債券」、「割引率決定の基礎となる期間」、「重要性基準」の3つが挙げられる。下表は当該決定要素についてIAS第19号と日本基準を対比したものである。

項目	IFRS（IAS第19号）	日本基準
割引率の基礎となる債券	原則、優良社債（第83項）	国債、政府機関債及び優良社債
割引率決定の基礎となる期間	「給付支払いの見積時期」を反映（第85項）	「退職給付支払ごとの支払見込期間」を反映
重要性基準	日本基準の「重要性基準」に相当する定めはない	「重要性基準」の定めあり

*1 世界各国のアクチュアリー会等を会員とする民間の国際的専門職団体であり、アクチュアリーへのグローバルな発展等を目的とした活動を行っている。近年では、国際的なレベルでアクチュアリーを代表する組織として、IASB（国際会計基準審議会）やIAIS（保険監督者国際機構）と密接に連携し、国際会計基準やソルベンシー基準の開発にあたり、数理的な観点から、様々な協力やアドバイスをを行っている。

〈割引率の基礎となる債券〉

割引率の基礎となる債券について、IAS第19号では「報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない」（第83項）と定められており、原則、優良社債の市場利回りを参照することとなる。一方、日本基準では割引率は安全性の高い債券の利回りを基礎として決定すること

とし、この安全性の高い債券の利回りは期末における国債、政府機関債及び優良社債（複数の格付機関による直近の格付けがダブルA格相当以上を得ている社債等）の利回りが含まれるとしている。

日本基準で国債の利回りを基礎として割引率を決定している場合には、IAS第19号に基づき定める割引率と差が生じる可能性がある。

IFRS (IAS第19号)	日本基準
IAS第19号第83項 退職後給付債務（積立てをするものとししないもの双方とも）の割引に使用する率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨については、当該通貨建の国債の（報告期間の末日における）市場利回りを使用しなければならない。社債又は国債の通貨及び期日は、退職後給付債務の通貨及び見積期日と整合しなければならない。	適用指針第24項（一部） 退職給付債務等の計算（第14項から第16項参照）における割引率は、 <u>安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する（会計基準第20項）</u> が、この安全性の高い債券の利回りには、 <u>期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれる（会計基準（注6））</u> 。優良社債には、例えば、 <u>複数の格付機関による直近の格付けがダブルA格相当以上を得ている社債等</u> が含まれる。

※下線は筆者

〈割引率決定の基礎となる期間〉

割引率決定の基礎となる期間について、IAS第19号では「給付支払の見積時期を反映させる」（第85項）、日本基準では「退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない」（適用指針第24項）との記述がある。これらは似たよう

な表現となっているものの退職給付債務計算の実務では相違する点があるものと考えられる。この相違すると考えられる点については後述することとし、まずは日本基準における退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する方法について解説する。

IFRS (IAS第19号)	日本基準
IAS第19号第85項 割引率には、 <u>給付支払の見積時期を反映させる</u> 。実務上、企業はしばしば、給付支払の見積時期及び金額並びに給付を支払うべき通貨を反映した単一の加重平均割引率を適用することによって、これを達成する。	適用指針第24項（一部） 割引率は、 <u>退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない</u> 。当該割引率としては、例えば、 <u>退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法</u> が含まれる。

※下線は筆者

① 日本基準における退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する方法

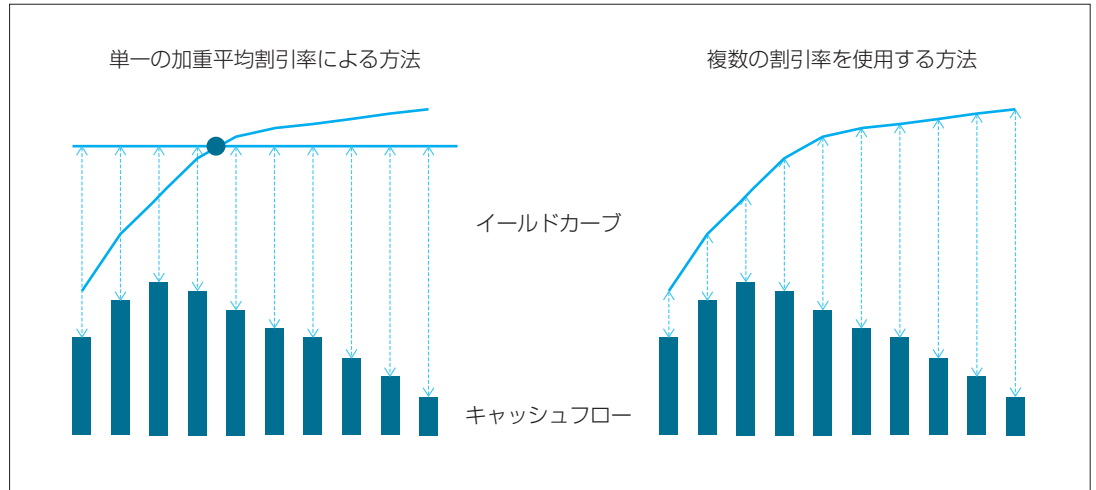
日本基準では、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する方法として

- 退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用す

る方法（単一の加重平均割引率による方法）

- 退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法（複数の割引率を使用する方法）

が含まれるとしている（適用指針第24項）。



※イールドカーブ：期間の異なるスポットレート集合

また、数理実務ガイダンスでは、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する方法として以下の4つの割引率設定アプローチを例示している。

複数の割引率を使用する方法	イールドカーブ直接アプローチ	給付見込期間ごとにスポットレートを割引率として使用する方法
	イールドカーブ等価アプローチ	「イールドカーブ直接アプローチ」による退職給付債務と、等しい退職給付債務が得られる単一の加重平均割引率を求める方法
単一の加重平均割引率による方法	デュレーションアプローチ	退職給付債務のデュレーションと等しい期間に対応するスポットレートを単一の加重平均割引率とする方法
	加重平均期間アプローチ	退職給付の金額で加重した平均期間（加重平均期間）に対応するスポットレートを単一の加重平均割引率とする方法

退職給付債務は、退職時の退職給付見込額のうち期末までに発生している額（前掲の図の棒グラフ）を期末まで割引計算したものである。「イールドカーブ直接アプローチ」は、退職給付支払ごとの支払見込期間に対応する金額それぞれについて、当該期間ごとの割引債の利回り（スポットレート）を割引率として使用する方法である。すなわち5年後のものであれば残存5年のスポットレート、10年後のものであれば、残存10年のスポットレートというように、期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法である。

「イールドカーブ等価アプローチ」は、「イールドカーブ直接アプローチ」による退職給付債務と、等しい退職給付債務が得られる単一の加重平均割引率を求める方法である。そのことから両アプローチによる退職給付債務の計算結果は基本的に一致することになる。勤務費用の計算等の点で違いはあるものの、両アプローチは実質的には同じアプローチと考えられる。

「デュレーションアプローチ」及び「加重平均期

間アプローチ」は、割引率決定の基礎となる期間としてデュレーション又は加重平均期間を用いる。例えば、デュレーション（又は加重平均期間）が15年であれば、15年に対応するスポットレートを参照して割引率を設定する方法である。これらのアプローチはデュレーション又は加重平均期間に対応するイールドカーブ上の一点のみを参照する方法であり、数理実務ガイダンスにおいても「イールドカーブの形状を十分反映しないことに留意する」との記述がある。

② IAS第19号における給付支払の見積時期の反映方法

IAS第19号では「割引率には、給付支払の見積時期を反映させる」（第85項）と定められている。IAS第19号に関する数理実務基準であるISAP3では、アクチュアリーは当該要件を満たす割引率を特定するため様々なアプローチを用いるだろうが、それには以下のものが含まれると述べている。

ISAP 3.2.6.3 (抜粋)

- a. フルイールドカーブ (Full Yield Curve)
- b. イールドカーブに基づく単一の加重平均割引率 (Single Weighted-Average Discount Rate Based on Yield Curve)
- c. 債券モデルに基づく単一の加重平均割引率 (Single Weighted-Average Discount Rate Based on Bond Model)
- d. 代替的アプローチ (Alternative Approaches)

数理実務ガイダンスで例示されている4つの割引率設定のアプローチのうち「イールドカーブ直接アプローチ」及び「イールドカーブ等価アプローチ」はそれぞれ上記「a.フルイールドカーブ」及び「b.イールドカーブに基づく単一の加重平均割引率」に相当すると考えられる。「デュレーションアプローチ」及び「加重平均期間アプローチ」は上記「d. 代替的アプローチ」に含まれると考えられるが、ISAP 3では代替的アプローチを用いる場合、

- アクチュアリーは代替的アプローチの基礎とな

るデータ及び計算基礎、並びに適切に用いることが可能な状況を理解すべき

- 代替的アプローチは、評価日時点までの勤務期間に帰属された予測給付キャッシュフローのデュレーション及びその形状の両方を考慮すべきと一定の制約条件を課している。また重要性 (materiality) 及びつり合い (proportionality) を条件として (これに限るものではないが) 2つの具体的な代替的アプローチを例示している。

ISAP 3.2.6.3.d (抜粋)

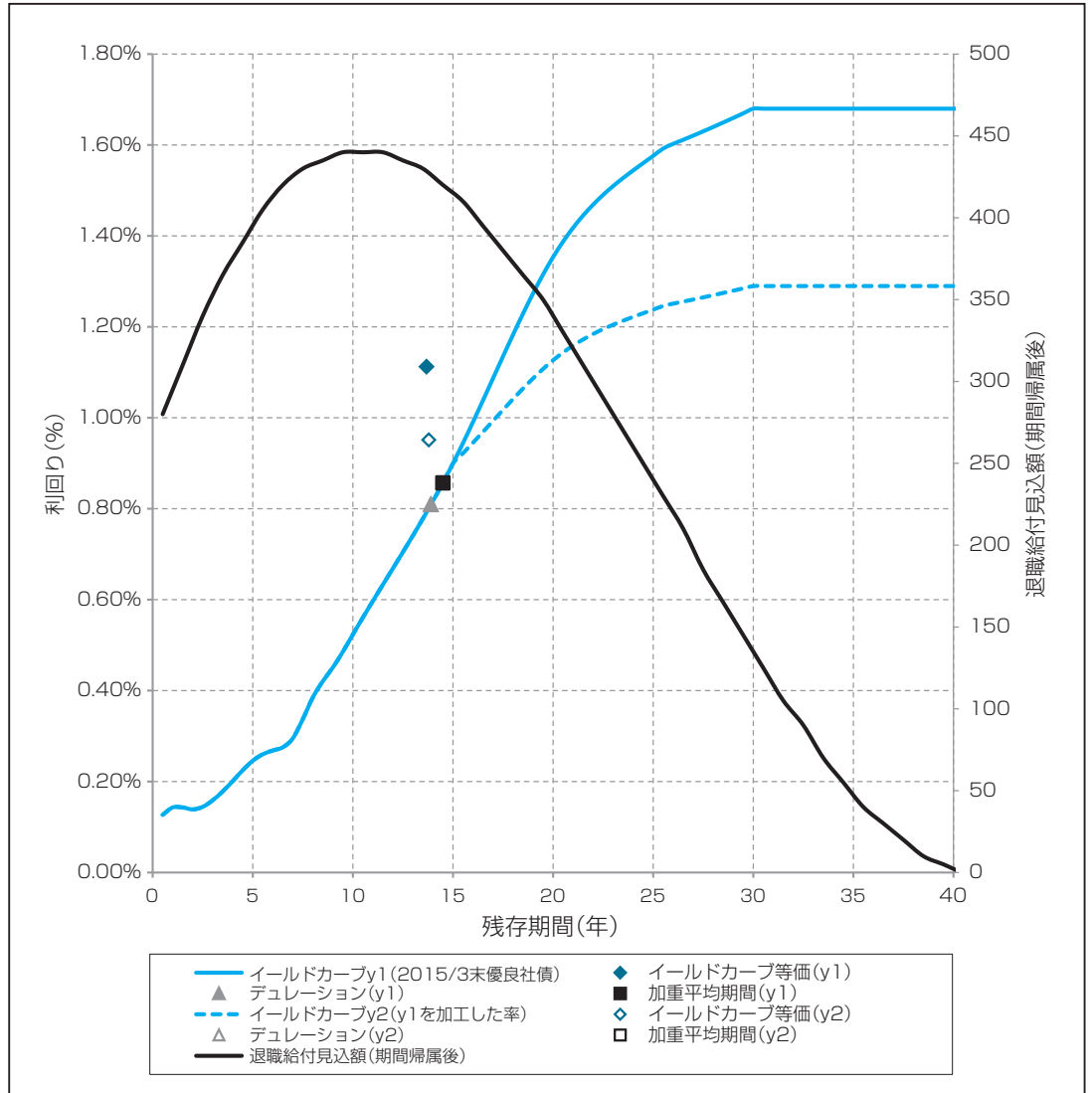
- i. アクチュアリーは、その専門職としての判断として上記のアプローチ (a-c) のいずれかの下で決定される加重平均割引率を近似する単一の割引率を推奨するだろう。
- ii. アクチュアリーは、適切であれば、その調整をした市場指数 (market index) または他の基準値 (other reference rate) を適用するだろう。アクチュアリーは、このアプローチはIAS第19号で定める割引率を決定する目的において適切であるという結論を下すために債券データ及び指数または基準値を構築するために用いた手法の十分な理解を得るべきである。

上記の条件に関し「デュレーションアプローチ」及び「加重平均期間アプローチ」を考えると、これらのアプローチは退職給付見込額(期間帰属後)のデュレーションは考慮しているもののその形状は考慮していない。また、「イールドカーブ等価アプローチ」による加重平均割引率を必ずしも近似するものでもない。そのためこれらのアプローチは、ISAP 3で定める代替的アプローチを用いる場合の条件を満たしているとは言いにくいと思われる。IAS第19号でこれらのアプローチを用いる場合、例えば、イールドカーブ等価アプローチによる割引率と差がないかの検証を行う等、慎重な取り扱いが必要となろう。

③ 数値例

前述のとおり「デュレーションアプローチ」及び「加重平均期間アプローチ」は「イールドカーブ等価アプローチ」による加重平均割引率を必ずしも近似するものではない。ここではアプローチ間でどの程度の違いが生じるのかについて、具体的な数値例を用いて検証する。

イールドカーブは「y1: 2015年3月末の優良社債のイールドカーブ (トーマツ推計値)」と「y2: y1を加工した率 (15年以下の期間はy1と同一、15年以上の期間はy1のスポットレートの増加を50%に抑えたもの)」を用い、退職給付見込額 (期間帰属後) は10年を頂点とする山形の形状、デュレーションは14年程度のものを想定した (詳細は次頁の図参照)。



アプローチ	イールドカーブy1 (2015/3末優良社債)				イールドカーブy2 (y1を加工した率)			
	期間	割引率	PBO	乖離率**	期間	割引率	PBO	乖離率**
イールドカーブ等価	13.7	1.11%	9,250	-	13.8	0.95%	9,455	-
デュレーション	13.9	0.81%	9,642	4.2%	13.9	0.81%	9,642	2.0%
加重平均期間	14.5	0.86%	9,578	3.5%	14.5	0.86%	9,578	1.3%

※ イールドカーブ等価アプローチに対する乖離率

「y1：2015年3月末の優良社債」での結果をみると、「イールドカーブ等価アプローチ」と「デュレーションアプローチ」では、退職給付債務に与える影響で4.2%と大きな差が生じている。影響度合いは、退職給付見込額（期間帰属後）及びイールドカーブの形状により異なるため一概に示すことはできないが、デュレーションが10年～15年ぐらいの場合は、比較的大きな差が生じる可能性が高いと思われる。

「y1：2015年3月末の優良社債」と「y2：y1を加工した率」での結果をみると、影響度合いに差がある。「イールドカーブ等価アプローチ」と「デュレーションアプローチ」の違いをみると、前者が4.2%、後者が2.0%と給付見込額が同じでもイールドカーブの違いで比較的大きな差（2.2%）が生じている。このようにアプローチの違いによる影響はイールドカーブの違い、すなわち時点の違いの影響を受ける。そのため、IAS第19号で「デュレー

ションアプローチ」を用いる場合、例えば、それが「イールドカーブ等価アプローチ」による加重平均割引率と差がないかの検証を行うということをあげたが、この検証はある一時点のみを行えばそれで十分ということではないことに留意されたい。

〈重要性基準〉

日本基準では割引率の変更の要否について、「割引率等の計算基礎に重要な変動が生じていない場合には、これを見直さないことができる」(会計基準(注8))としている。重要な影響の有無の判断にあ

って、適用指針では、「前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定されるときには、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない」(第30項)としている。

IAS第19号では、このような重要性の判断に関する具体的な数値基準は示されていない。

以上

デロイト トーマツ メールマガジンのご案内 (無料)

www.deloitte.com/jp/mm

デロイト トーマツ グループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジや最新情報を、Web サイトやニュースレターに掲載し、その情報をタイムリーに「デロイト トーマツ メールマガジン」として無料で皆さまにお届けしています。

コンテンツは、デロイト トーマツ グループが提供する、会計監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーなどのサービスに関連する内容と、コンシューマービジネス、ライフサイエンス、情報・メディア・通信などのインダストリーに関連する内容を中心とした、最新動向や最新のナレッジ、セミナー情報などです。ぜひご購読ください。

■総合メールマガジン

〈サービス別〉

- 会計・監査メールマガジン
- IFRSメールマガジン
- ヒューマン キャピタル ニュースレター Initiative
- リスクインテリジェンス メールマガジン
- 企業戦略・事業戦略 メールマガジン Next-
- ファイナンシャルアドバイザー メールマガジン
- チャイナ ニュース

〈インダストリー別〉

- コンシューマービジネス メールマガジン
- ライフサイエンス メールマガジン
- テクノロジー・メディア・テレコム メールマガジン
- Discover -

お申し込みはこちらから



www.deloitte.com/jp/mm

お問い合わせ先

デロイト トーマツ メールマガジン事務局 info_mailmagazine_jp@tohmatu.co.jp